

八尾市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第 2 条の規定に基づき、八尾市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。（以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。）に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する 20 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、建築部住宅政策課において処理する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。